

■ コンプライアンス教育の実施

【内容】

1. 研究費の使用ルールと研究費の使用に係る責任の所在
 2. 不正使用防止対策の理解や意識を高める
 3. 研究分野の特性に応じた内容
 4. 本学の不正対策に関する方針及びルール
 5. 手続, 通報制度, 遵守事項
 6. 不正発覚
→懲戒処分, 弁償責任, 配分機関への申請等資格制限, 研究費の返還
※ 具体的な事例を盛り込んで説明
- 受講者の受講状況及び理解度について把握する。

コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることの意識の浸透を図る。



誓約書の提出を求める。

■ 誓約書の提出

【内容】

1. 法令, 学内規則を遵守し, 研究費を適正に使用・管理すること。
2. 研究費の不正使用を行わないこと。
3. コンプライアンス推進責任者の指示に従うこと。
4. 調査への協力要請があった場合は, これに全面的に協力すること。
5. 研究費の不正使用に対する, 配分機関及び本学の処分を受けること。
6. 研究費の不正使用に対する損害賠償請求に応じること。